平成２６年（フ）第１８１号
（最後の住所）富山市西大泉12番40号、前住所富山市月岡町２丁目248番地２
破産者　亡山本陽子相続財産
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１１号
愛知県安城市今池町１丁目19番13号
破産者　中部企画株式会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市東新町218番地
破産者　愛知商工株式会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市御国野町国分寺776番地２
破産者　株式会社トータル・プロデュース誠和産業
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７３号
兵庫県姫路市書写1019番地627
破産者　ファイバーズジャパン株式会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６８号
山梨県南都留郡忍野村内野4663番地
破産者　渡邉　秋矩
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
山梨県南都留郡忍野村内野4663番地
破産者　渡邉　文子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
山梨県南都留郡西桂町小沼2233番地　町営浅間団地２―103
破産者　渡邉　由彦
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１９１３号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番28―401号
破産者　中村　　秩
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１４号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番28―401号
破産者　中村　明美
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６号
北海道北見市東陵町116番地　光の苑特別養護老人ホーム、住民票上の住所北海道北見市高栄西町７丁目７番19号
破産者　杉本　正壽
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
北海道北見市朝日町48番地144
破産者　髙橋　庫二
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
青森県三戸郡三戸町大字八日町40番地
破産者　松尾　道郎
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８７０号
仙台市太白区八木山南４丁目３番地の24、従前の住所仙台市太白区八木山南６丁目７番地の４
破産者　高瀬　　智
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９６１号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―924号
破産者　支部　　勝
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９６２号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―924号
破産者　支部みつえ
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
山形県鶴岡市大西町33番16号
破産者　佐藤　繁喜
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３４号
山形県鶴岡市美原町31番15号
破産者　佐藤　昌典
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０６号
茨城県日立市滑川町３丁目10番６号
破産者　若林　正行
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月